

平成30年11月
外務省

我が国の立場

- 旧朝鮮半島出身労働者の問題を含め、日韓間の財産・請求権の問題は、1965年の日韓請求権・経済協力協定により完全かつ最終的に解決済み。

旧朝鮮半島出身労働者裁判の経緯

- 第二次世界大戦中に、三菱重工業及び新日本製鐵(当時)に「強制徴用」されたとする韓国人が、各企業に損害賠償と未払賃金の支払いを求めて、それぞれ2000年及び2005年、韓国国内裁判所に訴えを提起。2012年5月、韓国の最高裁判所(大法院)が、原告の請求を棄却した原審判決を破棄し、差戻しを決定。
- 2013年7月、差戻し審の判決が、ソウル、釜山の高等裁判所にてそれぞれ下され、各企業に対し、原告1人あたり8000万～1億ウォンの支払いを命令。三菱重工業及び新日鐵住金は再上告。
- その後、2012年10月に提起された三菱重工業を被告とした訴訟を含め、大法院に係属中の旧朝鮮半島出身労働者裁判3件のうち、本年7月27日に新日鐵住金が被告の再上告審1件が、また、9月10日に三菱重工業が被告の上告審1件が、それぞれ小合議体(大法官4名の合議体)から全員合議体(大法院長(1名)及び大法官(12名)の計13名が参加する合議体)に回付。
- 10月30日、新日鐵住金が被告の再上告審につき、大法院が原告一人あたり1億ウォン(約1千万円)の支払を命ずる確定判決を下した。

大韓民国大法院による日本企業に対する判決確定について（10月30日）

1. 判決（被告：新日鐵住金）の概要

- 原告の損害賠償請求権は「日本政府の韓半島に対する不法な植民支配及び侵略戦争の遂行と直結した日本企業の反人道的な不法行為を前提とする強制動員被害者の日本企業に対する慰謝料請求権」として日韓請求権協定の適用対象に含まれない旨判示。
- 一人あたり1億ウォン（約1千万円）ずつの損害賠償の支払いを命ずる。

2. 判決を受けた我が国の措置

- 外務大臣談話の発出（次頁。判決は「断じて受け入れられない」旨表明。）
- 駐日韓国大使の外務省召致（河野大臣⇒李(イ)駐日韓国大使へ以下を申し入れ。）
 - ・請求権問題の「完全かつ最終的」な解決を定めた日韓請求権協定に明らかに反し、日本企業に対し不当な不利益を負わせるもの。極めて遺憾。
 - ・適切な措置を講じるよう韓国政府に強く求める。
- 国際法違反の状態の是正等を求める口上書の発出
- 日韓外相電話会談を実施（31日朝）（河野大臣⇒康(カン)長官に以下を申し入れ。）
 - ・判決は65年以来の両国関係の法的基盤を根本的、一方的に毀損したとの重大な事案。
 - ・韓国政府による適切な対応を強く求める。

【参考】10月30日夕、韓国政府は、李洛淵(イ・ナギョン)韓国国務総理発出の声明において、①司法府の判断を尊重し、判決に関する事項を綿密に検討する、②右を土台に、国務総理が関係部処及び民間専門家等と政府の対応策を講じていく、③（強制徴用）被害者らの傷が早期に、最大限癒やされるよう努力する、④韓日両国関係を未来志向的に発展させていくことを希望する等を表明。

2018年10月30日

1. 日韓両国は、1965年の国交正常化の際に締結された日韓基本条約及びその関連協定の基礎の上に、緊密な友好協力関係を築いてきました。その中核である日韓請求権協定は、日本から韓国に対して、無償3億ドル、有償2億ドルの資金協力を約束する（第1条）とともに、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題は「完全かつ最終的に解決」されており、いかなる主張もすることはできない（第2条）ことを定めており、これまでの日韓関係の基礎となってきました。
2. それにもかかわらず、本30日、大韓民国大法院が、新日鐵住金株式会社に対し、損害賠償の支払等を命じる判決を確定させました。この判決は、日韓請求権協定第2条に明らかに反し、日本企業に対し不当な不利益を負わせるものであるばかりか、1965年の国交正常化以来築いてきた日韓の友好協力関係の法的基盤を根本から覆すものであって、極めて遺憾であり、断じて受け入れることはできません。
3. 日本としては、大韓民国に対し、日本の上記の立場を改めて伝達するとともに、大韓民国が直ちに国際法違反の状態を是正することを含め、適切な措置を講ずることを強く求めます。
4. また、直ちに適切な措置が講じられない場合には、日本として、日本企業の正当な経済活動の保護の観点からも、国際裁判も含め、あらゆる選択肢を視野に入れ、毅然とした対応を講ずる考えです。この一環として、外務省として本件に万全の体制で臨むため、本日、アジア大洋州局に日韓請求権関連問題対策室を設置しました。

（参考）「財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」（1965年12月18日発効）
第二条

1 両締約国は、両締約国及びその国民（法人を含む。）の財産、権利及び利益並びに両締約国及びその国民の間の請求権に関する問題が、千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第四条(a)に規定されたものを含めて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する。

（中略）

3 2の規定に従うことを条件として、一方の締約国及びその国民の財産、権利及び利益であつてこの協定の署名の日到他方の締約国の管轄の下にあるものに対する措置並びに一方の締約国及びその国民の他方の締約国及びその国民に対するすべての請求権であつて同日以前に生じた事由に基づくものに関しては、いかなる主張もすることができないものとする。